

地域文化政策論

1 地域文化の重要性

地域における文化とは何でしょうか。「文化」は多義的で定義が難しい言葉ですが、文化政策研究では一般に「広義の文化」と「狭義の文化」として整理します。「広義の文化」というのは、ある集団内で共有される思想、習慣、信条、価値観などです。「狭義の文化」とは、人間の精神的活動の所産としての芸術活動等（音楽、演劇、美術、芸能など）を指します。Cultureは「耕す」を原義とし、人間の育成や鍛錬という意味に派生していきました。ですから、大きく言えば人が創り出す全てのもの（有形、無形含む）は文化と言えます。また、「広義の文化」と「狭義の文化」は相互に関連し合っています。ある地域で、その土地の風土や気候、自然環境の中で共に生きていくために工夫を重ねる中で、共有する価値観や習慣、思想や信仰が生まれます（広義の文化）。それが芸能などの形で具現化され、培われ継承されているものが、民俗文化財等として演じられます（狭義の文化）。特に地域文化において、両者が相互に密接に関連していることは多くの人が実感することでしょう。

このような地域文化を振興、継承することには、どのような意義があるのでしょうか。

1点目に、各地に文化に参加し創造・享受する機会があることは、人々に精神的な豊かさをもたらすという、本質的な意義があります。そのため、あらゆる地域で文化に触れることができる環境を創ることは非常に重要なことです。

2点目に、地域アイデンティティーとしてコミュニティ形成に寄与する意義が挙げられます。各地の風土に根ざして、人々の営みの中で育まれてきた祭りや芸能などの文化、また地域の歴史文化を反映した建造物や街並み、景観など、こうし

た地域文化資源は、そこに生きる人々のアイデンティティーであり、共通のよりどころとなるものです。

また、3点目として、地域文化による社会関係資本（ソーシャルキャピタル）形成という点も重要です。社会関係資本とは、人と人とのつながり、信頼や安心で結ばれた絆であり、共通の文化体験は、そのような関係形成にも大いに寄与します。また、地域の福祉や教育へも重要な意義を持ちます。

4点目として、地域のブランディングが挙げられます。地域の歴史や風土に根付いた地域資源は、他の地域にはない独自性を持ち、固有の魅力として人々を惹きつけます。それが観光に結び付いたり、関係人口の増加につながったり、さらには移住につながったりなど、地域の特徴ある文化は外部の人を地域に呼び込む要因になり得ます。このようなことから、地域活性化、地域創生にも資する可能性があります。

最後に、大きく日本全体や世界的な視野から見たときに、各地に多様な文化が息づいているということは文化多様性の観点から重要です。日本国内には実に多様な地形や気候があり、その土地ならではの風土があります。各地で人々が工夫しながら生きてきた中で、文化が形成されてきました。そういった各地の多様な文化は、日本全体の文化の豊かさや厚みを示すものです。グローバル化の流れの中で、文化の画一化が進んでいますが、このような時代だからこそ、各地の独自性のある文化が維持継承されていくということには、世界の文化多様性にも寄与する非常に大きな意義があるといえるでしょう。

2 地域文化を取り巻く環境変化

このように多面的な意義を持つ地域文化ではありますが、現在、その存続・継承に課題を抱えている現場は少なくありません。

日本社会は、1950年代後半から70年代初頭にかけての高度経済成長期に、経済的發展を経験しました。一方で、ライフスタイルや価値観の変化が急速に進み、都市圏への人口集中、地方圏からの流出も進展しました。2010年ごろからは全国的に人口減少社会に入っていますが、地方圏においては社会減も顕著です¹⁾。少子高齢化が進み、文化活動はもとより地域コミュニティの維持活動自体も困難になっています。

人口減少に加え、震災などの災害が地域文化に与える影響もあります。特に2011年の東日本大震災は、広域にわたり人的被害も大きく、地域の有形・無形の文化に大きな被害をもたらしました。民俗芸能の宝庫といえる東北で、道具類や練習場所を失ったり、避難により集まれなくなったりと、活動休止を余儀なくされました。しかし、公的機関や民間からの支援により多数の文化活動が復活する中であらためて認識されたのは、コミュニティの維持や再生に果たす地域文化の役割の大きさでした（独立行政法人国立文化財機構、2014）。

2020年から世界をおおった新型コロナウイルス流行の影響も、人が集うことを基本とする地域文化活動の継承に影を落としています。コロナで休止した文化行事が、数年のブランクによって継承が難しくなり、そのまま存続をあきらめてしまうケースも散見されます。

以上のように、地域文化の役割が大きく再評価される出来事がある一方で、急速に進む人口減少やその他の社会的要因により、多くの地域で地域文化の継承が困難になっている状況にあるのも確かです。

3 文化政策の動向

地域文化の振興に関しては、自治体の文化政策

が直接的に影響を持ちますが、国全体の近年の動向を見ることで、文化の位置づけの変化を簡単に確認しておきましょう。

2017年は我が国の文化政策において大きな転換点といえる出来事がありました。この年、文化芸術振興基本法（2001年制定）が改正され、文化芸術基本法が成立しています²⁾。改正のポイントは、基本理念の中に「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない（文化芸術基本法第2条第10項）」と盛り込まれたことです。

その6年前、2011年2月に閣議決定されている「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」も、文化政策の位置づけを転換する重要な方針でした。文化芸術を「成熟社会における成長の源泉」と位置づけ、「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある」とし、社会関係資本の増大を図る観点から、公共政策としての位置付けを明確化することをうたっています³⁾。

①で確認したように、地域における文化が持つ意義は多岐にわたりますが、政策としてもより多くの領域との関わりにおいて文化の意義・価値を明確化し、文化による豊かな社会の実現を目指そうとする流れにあります。

文化財保護政策においても変化が見られます。文化財保護法が1950年にでき、改正を繰り返しながら、様々な文化財を保護する仕組みが整ってきました。民俗文化財、伝統的建造物群保存地区や文化的景観などは、特に地域の主体的な取組あってこそ維持や継承がなされるものです。しかしながら、人口減少・少子高齢化が進む中で、伝

統的催事や芸能の衰退、地域の伝統的生活文化の衰退、集落としての一体感や連帯意識の低下等の問題が生じてきています。特に、未指定文化財は、地域で重要な資源であっても、指定からもれているがために保護措置が取られず、滅失に繋がってしまうという課題がありました。そのような中で、地域の文化財を周辺環境も含め総合的に把握したうえで保存・活用していこうとする「関連文化財群」という考え方が生まれます。2008年ごろから「歴史文化基本構想」（地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想）を自治体で策定していくこととなりました。文化財をまとまりでとらえる発想は、2015年に創設された日本遺産にも繋がっていきます。そして、2018年には文化財保護法の大きな改正があり、市町村が「文化財保存活用地域計画」を策定し国の認定を申請できることとなりました。この改正は歴史文化基本構想を法定化し、より実効性を持たせようとするもので、発想は同じところにあります。すなわちその趣旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る⁴⁾」というものです。

4 自治体における文化関連の計画策定

このような国の文化政策の動向がある中で、地方自治体において文化関連の計画等を策定する動きが加速しています。

2017年に成立した文化芸術基本法の第7条2項には、「地方公共団体は文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画『地方文化芸術推進基本計画』を定めるよう努めるものとする」と盛り込まれまし

た。以前から自主的に独自の文化振興プランや計画の類を作成していた自治体も多いのですが、2017年以降、国の動向も踏まえた計画作りが進んでいます。2023年10月時点で、43の都道府県、19の政令市、53の中核市、その他264の市区町村で策定されています（文化庁、2024）。

また、2018年の文化財保護法改正を受け「文化財保存活用地域計画」の策定に多くの市町村が取り組んでいます。2024年7月時点で、169件の計画が認定されています⁵⁾。

このような計画作りにおいて重要なのは、行政が地域文化の担い手である文化団体や地域住民の実態をしっかりと把握し、地域の今後のために何をしていくべきか、対話を深め共に計画を進めるための関係を築くことです。国の動向は踏まえるとしても、全て従わなければならないというものではなく、文化を通じてどのような地域づくりをしていくのかを決めるのは各地域であり、地域の主体性が何より求められます。各地域の文化資源を見つめ直し、多様な関係者を巻き込んで課題と可能性を考える契機にしていくことが、計画策定の意義であるといえるでしょう。

一例をあげると、福井県の小浜市・若狭町は、歴史文化基本構想を策定するプロセスにおいて、文化財の悉皆調査で終わるのではなく、住民を巻き込んだワークショップを実施し、地域に根付いた祭礼行事や食文化の中を掘り起こしました。それによって、住民が文化財の重要性を認識するようになり、保存への意識が高まったということです（朝倉、2020）。小浜市・若狭町はその後、歴史文化基本構想で設定したストーリーが日本遺産に認定され、民間事業者も地域住民も一体となり、地域の文化を核とした地域振興に取り組んでいます。その実績が評価され、2024年には日本遺産の特別重点支援地域（日本遺産プレミアム）に選定されました。構想や計画が、絵に描いた餅に終わらずに地域に浸透している好例といえるでしょう。

5 横断的なネットワーク、プラットフォームの重要性

以上のように、これからの地域文化政策では、人口減少等の課題を受け止めつつ、地域社会における文化の意義を再確認し、多様な主体の協働により文化の継承や活用に取り組むことが求められています。現在、文化団体のネットワークやプラットフォーム作りを担う中間支援組織の重要性も注目されています。

従来文化政策では、文化財と芸術文化が縦割型になっており、筆者が自治体の文化政策の計画作りに関わる中でも、文化財に関する計画と文化振興全般に関する計画がそれぞれ別に策定され、整合が取れておらず、推進の効果が限定的になってしまう例を経験してきました。また文化団体についても、伝統文化や民俗芸能と、新しい表現を行う芸術団体やアーティストが交じり合う場は多くはありません。しかし、三陸国際芸術祭⁶⁾のように、民俗芸能とアーティストの出会いにより新たな魅力が引き出され、若手への継承に繋がる例も見られます(坂田, 2022)。このようなジャンルを超えた交流は、全国各地でもっと盛んになされてよいのではないのでしょうか。

自治体文化政策においてこれから求められるのは、そのような横断的で柔軟な交流・対話の場を作り出すことであり、伝統文化や民俗芸能といった時代を経て根付いてきた文化と、芸術文化やアートなど現代の表現活動が出会い、新たな創造を孵化するようなネットワークをいかに形成するかが重要といえるでしょう。

1) 日本の総人口は2011年以降13年連続で減少。地方圏では、自然減(出生数-死亡者数のマイナス)に加え、社会減(転入者数-転出者数のマイナス)が進む。(総務省統計局, 人口推計(2023年10月1日現在)2024年4月12日公表)

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2023np/index.html> (2024.10.20 最終閲覧)

2) 文化庁, 文化芸術基本法

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html (2024.10.20 最終閲覧)

- 3) 文化庁, 文化芸術の振興に関する基本的な方針
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_3ji/index.html (2024.10.20 最終閲覧)
- 4) 文化庁, 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/r1402097_01.pdf (2024.10.20 最終閲覧)
- 5) 文化庁, 各地方公共団体が作成した「文化財保存活用地域計画」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/92040101.html (2024.10.20 最終閲覧)
- 6) 東日本大震災後、アーティストが東北の郷土芸能を習いに行くプロジェクトがスタートし、芸能団体にとっては新たな交流の契機に、アーティストには新しい創造の機会となった。2014年から三陸国際芸術祭が開催されている。

【参考文献】

- 朝倉由希「観光と協働した文化財行政」, 松本茂章編著『文化で地域をデザインする: 社会の課題と文化をつなぐ現場から』, 学芸出版社, 2020年
東京音楽大学文化庁補助事業推進室『日本とアジアの伝統音楽・芸能のためのアートマネジメントハンドブック』, 2022年
坂田雄平「創造的な復興と地域フェスティバルの設計図—現代の視点で芸能の魅力を引き出すために」, 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部『311復興支援無形文化遺産情報ネットワーク報告書 東日本大震災被災地域における無形文化遺産とその復興』, 2014
文化庁『令和5年度地方における文化行政及び令和4年度文化関係経費の状況について』, 2024年5月
(朝倉由希)